

2026 年 10 月 1 日

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被災されたお客さまへ

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して、下記の通りのお取扱いを実施しておりますのでご案内致します。

何卒、お気軽にご相談いただきますよう、お願いいたします。

記

[令和 8 年台風第 25 号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域]

都道府県	市区町村
千葉県	銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、 横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	大島町
神奈川県	横須賀市、三浦市

※2026 年 9 月 30 日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

※下線部が新たに追加された地域となります。

1. 預金のお取引

- (1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、10 万円を上限にお支払をいたします。

※お届け印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。

- (2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。
(3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合は窓口にてご相談下さい。
(4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

2. 融資のお取引

既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談下さい。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。